

鹿児島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例

平成29年2月14日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の債権の徴収等に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域連合の債権 金銭の給付を目的とする広域連合の権利をいう。
- (2) 公債権 広域連合の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の特別地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の特別地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 広域連合の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令との関係)

第3条 広域連合の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例等（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(広域連合長の責務)

第4条 広域連合長は、法令等の定めるところにより、広域連合の債権の適正な管理に最大限努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 広域連合長は、広域連合の債権を適正に管理するため、規則で定める

事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(徴収計画)

第6条 広域連合長は、広域連合の債権を計画的に徴収するため、毎年度、徴収計画を策定しなければならない。

(督促)

第7条 広域連合長は、広域連合の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第8条 広域連合長は、非強制徴収債権の強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びにその徴収停止、履行期限の延長及び当該非強制徴収債権に係る債務の免除については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の2から第171条の7までに定めるところにより、これを行わなければならない。

(債権の放棄)

第9条 広域連合長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、規則で定める相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける広域連合の債権及び広域連合以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 自治令第171条の5の規定による徴収停止をした場合において、当該

徴収停止をした日から規則で定める相当の期間を経過した後においても、
なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(5) 時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうか
の意思を示さないとき。

(6) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、広域連合長が
勝訴の見込みがないものと決定したとき。

2 広域連合長は、前項の規定により債権を放棄したときは、議会に報告しな
ければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。